

条例の提案に対する意見の申出について(報告)

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案の9月定例県議会提案について知事から意見の聴取があったので、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき臨時代理し、別紙のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

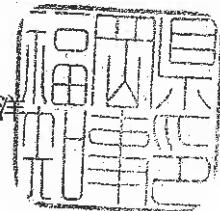
平成30年9月6日

教 育 長

30情政第1050号
平成30年8月27日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川洋



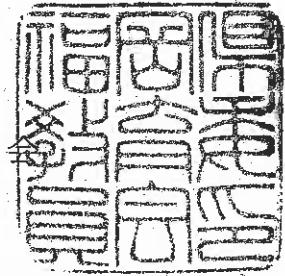
条例の提案に対する意見の聴取について

平成30年9月定例県議会に「福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の制定を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

30教施第778号
平成30年8月27日

福岡県知事殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について

(対8月27日30情政第1050号)

9月定例県議会に提案予定の福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案に関し、貴職から意見を求められることについては同意します。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の制定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

番号法において、生活保護に関する特定個人情報として「進学準備給付金の支給に関する情報」が追加されたため、条例においても、生活保護に関する特定個人情報として「進学準備給付金の支給に関する情報」を追加する。
※ 条例は、番号法において条例で定めることとされると特定個人情報の利用等について定めているが、条例で対象とする生活保護に関する特定個人情報は番号法と同一としている。

| 現行 | 改正案 |
|-----------------------------|--|
| 保護の実施又は就労自立給付金若しくは 関する情報 | 保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報 |

【進学準備給付金】 生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として給付される一時金。
生活保護法の一部改正により、新たに創設された。

3 施行期日
公布の日

第一二二号議案

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

平成三十年九月七日

福岡県知事 小川洋

理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の制定による行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
二十七年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備
給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。